

車いす貸出し事業のご案内

◆ご利用できる人

伊勢崎市在住で、疾病またはケガ等のため車いすを必要とする人が対象です。
ただし、介護保険において要介護と判定された人、および障害者のうち、介護保険の対象となった人は除きます。

◆貸出期間

最長3ヶ月です。

◆利用料

月300円です。ただし、1週間以内の利用は無料です。返却時に利用料を収めてください。

◆注意事項

車いす利用が終了したとき、又は、不要となったときは、速やかにご返却ください。
利用中に破損が生じた際にかかる修理費用は、申請者（利用者）の負担となります。
車いすの使用は、操作方法及び手順を適切に守り安全に利用してください。

車いす貸出しのながれ

- ①電話で予約
 - ②申請書に記入
 - ③貸出し
- ※認印をお持ちください



お問い合わせ

社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会（伊勢崎市社会福祉会館内）

ボランティア・市民活動センター ☎0270-27-5974（社会福祉会館内）

赤堀支所 ☎0270-62-0066（赤堀保健福祉センター内）

あずま支所 ☎0270-20-2666（高齢者生きがいセンター内）

境支所 ☎0270-74-5294（境地域福祉センター内）